

概要版

# 第4期三原市地域福祉計画

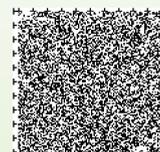
(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)



令和6(2024)年3月



広島県三原市



# 1 計画策定の趣旨

三原市（以下「本市」という。）では、平成26（2014）年3月に計画期間を10カ年とする「第3期三原市地域福祉計画」を策定し、基本理念に「交流で育む、支え合い、安心して暮らせるまち みはら」を掲げ、「①地域のつながりを育む人づくり」、「②助け合い・支え合いの地域づくり」、「③安心して暮らせる環境づくり」の基本目標を設定し、地域福祉を推進するリーダーや担い手の養成、ネットワーク体制の整備と協議体設置の推進、住民活動支援の充実、わかりやすい多種多様な情報伝達の提供、相談・支援機関の連携体制の構築・強化などの施策に取り組んできました。

社会環境が変化する中、誰もが住み慣れた地域で、性別、年齢、国籍、障害の有無、価値観などの多様性が認められ、安心して暮らせる社会を築くために、地域の支え合いと助け合いにより、あらゆる人の存在価値を認める社会的包摂の考え方に基づいた「地域共生社会」の実現をめざし、これまでの取組の成果や課題を活かしつつ、社会環境の変容に対応した地域福祉を推進する「第4期三原市地域福祉計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

# 2 計画の位置付け

## （1）法律の位置付け

本計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する同法107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

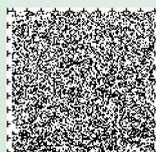
また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものです。

## （2）市政における位置付け

本計画は、「三原市長期総合計画」の地域福祉に関する部門計画として、本市における地域福祉の推進に向けて、保健・医療・福祉の各分野で共通的に取り組む事項や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、包括的な支援体制の整備に関する事項などを一体的に定めるものです。

# 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。



## 4 基本理念

本市がめざすまちは、住民同士がお互いを思いやる気持ちを持ち、つながり、住民・地域・団体・行政など多様な担い手によって支え合い、誰もが孤独・孤立することのない、包摂的なまちです。この社会的包摂の実現により、すべての人の人権が尊重されることにつながっていきます。

そのため、つながりを育むひとづくりや支え合う地域づくりを推進するほか、困ったときには、身近な相談窓口がどこでも受け止め、最善の窓口へとつながり、多様な関係機関が連携して課題解決に取り組むための環境づくりや包括的な支援体制づくりに向け、地域福祉の視点で横断的に推進します。

こうした基本理念を表す言葉として、次のとおり定めます。

### 【 基本理念 】

つながり、支え合い、安心して暮らせる  
地域を育む共生のまち みはら

## 5 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

つながり、支え合い、安心して暮らせる  
地域を育む共生のまち みはら

1 地域の多様なつながりを育む人づくり

(1)多様性・福祉意識の理解の促進

(2)福祉を支える人づくり

2 多様な担い手が助け合い・支え合う地域づくり

(1)新たな参加のための体制整備

(2)地域福祉活動の促進

3 すべての人が安心して暮らせる環境づくり

(1)情報提供・相談体制の充実

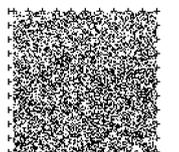
(2)安心・安全な福祉のまちづくり  
【新規基本施策】

4 すべての人への包括的な支援体制づくり  
【新規目標】

(1)権利擁護の推進

(2)多様な連携体制の整備

(3)重層的支援体制の整備※地域共生センターを核に推進【新規基本施策】



## 6 計画の内容

### 基本目標1 地域の多様なつながりを育む人づくり

#### (1) 多様性・福祉意識の理解の促進



- ① 地域福祉意識の普及啓発
- ② 福祉教育の推進
- ③ ふれあい・交流の場、活動の促進
- ④ 福祉活動参加の促進

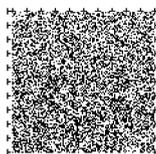
住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市や社会福祉協議会などが実施する福祉活動や勉強会、人権意識を高める事業、様々な講座・講習会などに積極的に参加し、理解を深めましょう</li> </ul>	社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織・団体活動の広報誌等における意識啓発活動を進めます</li> <li>○福祉教育に関する勉強会、研修等を開催します</li> </ul>
地域・団体・企業 (専門職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・ボランティア団体・関係団体等に係る人は、地域におけるつながりを意識しましょう</li> <li>○家庭や地域、関係団体等が連携し、地域全体で子育てを応援しましょう</li> </ul>	行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人や性的少数者等、地域を構成する多様な人々への理解を図るため、啓発を行います <b>重点取組</b></li> <li>○幼いころからの福祉教育、道徳教育等を進めます</li> </ul>

#### (2) 福祉を支える人づくり

- ① 地域活動の担い手の育成・支援
- ② ボランティア活動の充実の支援

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リーダー育成の研修等へ参加しましょう</li> <li>○地域福祉活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加してみましょう</li> </ul>	社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア研修の充実を図り、活動の核となるリーダーを育成します</li> <li>○ボランティア・市民活動サポートセンターによるコーディネート機能を強化します</li> </ul>
地域・団体・企業 (専門職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学や企業は地域の行事やイベントなどに積極的に参加しましょう</li> <li>○ボランティア活動講座、体験事業へ参加・協力しましょう</li> </ul>	行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のリーダー育成の支援に取り組みます <b>重点取組</b></li> <li>●地域の新たな担い手の育成に取り組みます <b>重点取組</b></li> </ul>

評価指標項目	現状値 (令和4年度) (2022)	目標値 (令和11年度) (2029)
多様性に関する人権啓発の講演等回数	17回	増加
地域の担い手・リーダー養成の研修会等開催回数	12回	増加



## 基本目標2 多様な担い手が助け合い・支え合う地域づくり

### (1) 新たな地域参加のための体制整備

- ① あらゆる世代の地域参加の促進      ② 高齢者等の知識・技術・経験の活用  
③ 個人ができることを活かせる場づくりの支援

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場や学校のある地域への愛着をもちましょう</li> <li>○特技や趣味の活動を地域活動に活かしましょう</li> <li>○地域の一員として、自分のできることを探し、行動しましょう</li> </ul>	社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に関わるあらゆる世代の地域福祉活動への参加を促進し、ネットワークづくりを進めます</li> <li>○地域でさまざまな経験・能力を持つ人材や団体のボランティア等への登録を進めます</li> </ul>
地域・団体・企業 (専門職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動に関する情報等を提供しましょう</li> <li>○ボランティア育成講座やリーダー育成講座に参加しましょう</li> <li>○支援する人、支援される人という区別をなくし、地域の誰もが自分のできることを地域に貢献できる環境づくりに努めましょう</li> </ul>	行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報誌などで自治会の加入について啓発を行います</li> <li>○退職者向けの講座やセミナーを開催します</li> <li>○就労に困難を抱える者への支援を図ります</li> </ul>

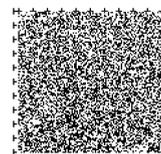
### (2) 地域福祉活動の促進



- ① 地域福祉活動の活性化      ② 市民活動団体の育成・支援  
③ 住民自治組織の育成・支援      ④ 活動の場づくりの促進

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加しましょう</li> <li>○町内会等住民自治組織活動に参加しましょう</li> </ul>	社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア団体、NPO法人等による地域福祉活動を支援します</li> <li>○住民主体の地域福祉活動の活性化を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、活動への支援を行います</li> </ul>
地域・団体・企業 (専門職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のニーズに合った活動をしましょう。</li> <li>○地域での共助関係を築くために、地域で開催されるイベント・行事などに参加しましょう</li> </ul>	行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基盤となる組織運営や主体的な活動を支援します <b>重点取組</b></li> <li>●先進的な地区の事例について、他の地域でも活用できるように集約し、地域での共有を図ります <b>重点取組</b></li> </ul>

評価指標項目	現状値 (令和4年度) (2022)	目標値 (令和11年度) (2029)
地域ビジョン策定の団体数	20 団体	40 団体



## 基本目標3 すべての人が安心して暮らせる環境づくり

### (1) 情報提供・相談体制の充実

#### ① わかりやすい情報提供の工夫

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報を一方的に受け取るだけでなく、サービス利用の悩みや不安を相談しましょう</li> <li>○日頃からコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくりましょう</li> </ul>
-------	---

地域・団体・企業 (専門職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットを活用しましょう</li> <li>○各種組織・団体の活動等の情報を定期的に発信しましょう</li> <li>○情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きましょう</li> </ul>
----------------------	--

#### ② 包括的な相談支援体制の整備

社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えます</li> <li>○多様な問題を抱えた人に対し、専門的な相談に対応できる相談員を育成・確保します</li> </ul>
------------	---

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種相談窓口の連携により途切れのない支援を行います <b>重点取組</b></li> <li>○福祉情報を掲載した冊子、パンフレット等によりきめ細やかな情報提供を行うとともに、広報紙やホームページ、SNS (Line、Facebook、X など) など、様々な媒体やDX を活用し、速やかな情報提供を行います</li> </ul>
-------	---



### (2) 安心・安全な福祉のまちづくり

#### ① 安心・安全なまちづくり

#### ② ユニバーサルデザインによるまちづくり

#### ③ 防災対策の推進



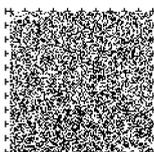
住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所の子どもや高齢者、障害のある人等を見守りましょう</li> <li>○地域の危険箇所の把握に努め、町内会や行政に情報を提供しましょう</li> </ul>
-------	--

社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で住民活動を実施している団体を支援します</li> <li>○外出支援ボランティアなどの養成・支援を図ります</li> </ul>
------------	---

地域・団体・企業 (専門職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の自主的な交通安全・防犯活動を進めましょう</li> <li>○外出や移動の困難な人がいたら、手助けをしましょう</li> <li>○個別避難計画の策定に協力しましょう</li> </ul>
----------------------	---

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災に関する出前講座による啓発や自主防災組織の活動促進に取り組みます <b>重点取組</b></li> <li>●個別避難計画の策定に取り組みます <b>重点取組</b></li> </ul>
-------	--

評価指標項目	現状値 (令和4年度) (2022)	目標値 (令和11年度) (2029)
専門職向けの資質向上研修等の開催回数	11回	増加
防災に関する出前講座の開催回数	41回	増加
特別警戒区域に住む避難行動要支援者の個別避難計画策定率	10%	100%



## 基本目標4 すべての人への包括的な支援体制づくり

### (1) 権利擁護の推進

- ① 権利擁護に関するネットワークの構築      ② 支援の必要な人への対応  
 ③ 福祉サービス利用援助事業の普及促進  
 ④ 成年後見制度の利用促進（【成年後見制度利用促進計画】）

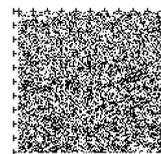
住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら見守り、相談を行い、必要に応じて通報しましょう</li> <li>○判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い、必要に応じ専門機関へつなぎましょう</li> </ul>	社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○判断能力が十分でない人等に対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービスを行うため、福祉サービス利用援助事業（かけはし）を進めます</li> <li>○法律面や生活面において、判断能力が十分でない人等の権利や財産を守る成年後見制度・任意後見制度の普及啓発を行います</li> </ul>
地域・団体・企業（専門職を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域において、児童、障害のある人、配偶者やパートナー、高齢者等に対するあらゆる虐待・暴力に対して、発生を未然に防ぎ、潜在的な要支援者を発見できるように、地域全体で見守りましょう</li> </ul>	行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護や人権侵害、虐待（高齢者、障害者、児童）、DVなどの相談を受ける際には、世帯全体を捉え関係機関・団体との連携により、支援が途切れないようにします</li> <li>○法律面や生活面において、判断能力が十分でない人等の権利や財産を守る成年後見制度・任意後見制度の普及啓発を行います</li> </ul>

### (2) 多様な連携体制の整備

- ① 地域福祉ネットワークの構築      ② 地域包括ケアの体制整備  
 ③ 保健・医療・福祉サービスの総合提供体制の深化      ④ 教育機関との連携  
 ⑤ 多様な福祉問題を抱える人への支援（生活困窮者、子ども貧困対策、再犯防止の展開 等）



住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援が必要な人がいたら、地域の関係機関・団体や行政へ連絡しましょう</li> <li>○自分でできることは積極的に自分でしましょう</li> </ul>	社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の関係組織・団体が横のつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場づくりを促進します</li> <li>○団体やサービス事業所、ボランティアなどのサービスのコーディネート機能を高めます</li> </ul>
地域・団体・企業（専門職を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の関係組織・団体が横のつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょう</li> <li>○ボランティア活動などで地域の要配慮者を支援しましょう</li> </ul>	行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報交換や交流の場をさらに発展させ、地域住民を主体とした地域福祉ネットワークを構築します</li> <li>○市内の大学、高等学校等の教育機関との連携を図り、市内の学校等教育機関、地域及び行政間のつながりを強化します</li> </ul>



### (3) 重層的支援体制の整備【重層的支援体制整備事業実施計画】

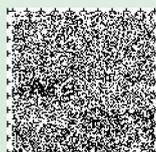
#### ① 重層的支援体制整備事業の推進

<p>住民の役割</p>	<p>○地域で相談を迷っている方がいたら、できる範囲で相談に乗ったり、相談機関等を紹介しましょう</p>	<p>社会福祉協議会の役割</p>	<p>○どこに相談してよいかわからない人や複合的な課題を抱える人などの相談に対応します</p>
<p>地域・団体・企業 (専門職を含む)</p>	<p>○座談会やさまざまな集いの場に積極的に参加し、身近な地域の困りごとを共有し地域でできる解決方法を考えましょう ○民生委員・児童委員や見守りボランティア等と協力し、地域での見守りや地域の困りごとに関わりを持てるような支援を行っていきましょう</p>	<p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域共生センターを核として各相談支援関係機関の連携を推進することで、住民が抱える課題の解決を図ります【重点取組】</li> <li>●制度の狭間の課題に対し、関係機関との連携を推進します【重点取組】</li> <li>●アウトリーチ活動や支援のネットワークを活用し、複雑化・複合化した住民の抱える課題を解決できる体制を整備します【重点取組】</li> <li>●複雑・複合的な課題を抱える人の孤立防止の観点から地域参加できる機会をつくり【重点取組】</li> <li>●複雑・複合的な課題を抱える人が継続的に参加できる居場所の場を提供します【重点取組】</li> </ul>

評価指標項目	現状値 (令和4年度) (2022)	目標値 (令和11年度) (2029)
総合相談窓口での受付件数	—	増加
重層的支援会議開催数	—	増加
アウトリーチ事業の対応件数	—	増加
参加支援事業の対応件数	—	増加

## 7 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、社会福祉法第107条第3項の規定に則り、毎年度、社会福祉審議会により計画に位置付けた取組の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて方針等の見直しを行います。



#### 第4期三原市地域福祉計画【概要版】

発行：三原市社会福祉課 地域共生係  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号  
TEL：0848-67-6058 FAX：0848-64-2130

